

(意見書案第15号)

細菌性髄膜炎（ヒブ）ワクチンの公費による接種を求める意見書

細菌性髄膜炎は、髄膜・脳脊髄液に細菌が入り込むことで起こる病気で、年間1000人程度の乳幼児に発症している。発症の初期においては発熱以外に特別な症状が見られないことから診断が難しく、治療が遅れることで、重い後遺症が残ることや、死に至ることもある。

しかし、細菌性髄膜炎の原因とされるインフルエンザウイルスには、ワクチンができるており、世界保健機構（WHO）は、乳幼児へのワクチンの接種を推奨している。日本でも2008年12月に接種することができるようになった。しかし、任意接種であるため、必要とされる4回の接種で、約3万円の費用がかかり、乳幼児の保護者にとって大きな負担となっている。このことから、重篤化をもたらす細菌性髄膜炎から子供たちを守るために、公費による定期接種化が必要であるといえる。

よって、国においては、早期に公費による細菌性髄膜炎の定期接種を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年10月2日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛